事　務　連　絡
平成22年4月2日

各　保険医療機関
　　訪問看護ステーション　様

滋賀県国民健康保険団体連合会

診療報酬総括票の送付について

平素は診療報酬請求事務に関しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして平成22年4月診療分（5月提出分）よりご使用いただく診療報酬総括票を送付いたしますので、請求時にご利用いただきますようよろしくお願いします。

記

1．要様式第２号―１　診療報酬総括票（県内・医科用）
2．要様式第２号―５　診療報酬総括票　県外（兼）連名簿用

※旧総括票は、平成２２年５月以降の提出において、当分の間、取り繕いとして利用いただいても差し支えございません。

事　務　連　絡
平成２２年　４月２日

各保険医療機関　　様
各保険薬局　　様
各訪問看護ステーション　　様

滋賀県国民健康保険団体連合会

近江八幡市・安土町合併に係るレセプトの請求方法等について

平素は診療（調剤）報酬請求事務に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記によりレセプトの請求をいただきますようお願いいたします。

記

１．新・旧保険者番号等による請求
別添を参照し請求下さい。

２．月遅れ請求の取扱い
事務返戻や資格等の過誤により、月遅れ分（平成２２年３月診療分以前）を請求される場合は、合併前の保険者番号により請求下さい。

例：平成２２年５月請求時点で、平成２２年１月診療分の安土町分（保険者番号２５０６２１）のレセプトを請求する場合、近江八幡市の番号（保険者番号や被保険者証番号）に訂正せず、安土町として請求して下さい。

３．総括票の記入方法（紙請求の場合）
総括票には、請求いただく保険者の番号毎に請求件数を記入下さい。

４．編綴方法（紙請求の場合）
編綴方法は従来どおり、総括票に記載の保険者番号順になります。
ただし、地元分（一番件数が多い保険者分）は一番下に綴じて下さい。
なお、合併等の理由により医療機関コード（薬局コード）が変更となり、かつ、平成２２年３月診療分以前のレセプトを請求される場合は、それぞれのコード別に総括票を添付し、編綴いただきますようお願いします。

近江八幡市・安土町合併に係る被保険者証等の取扱について

1. 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証について

合併（平成２２年３月２１日）に伴う被保険者証・高齢受給者証の一斉更新は行われていません。旧市町の被保険者証は、そのまま平成２２年３月３１日まで使用されています。

ただし、合併後の市内における転居の場合は、３月３１日までの「近江八幡市」の被保険者証が交付されています。

なお、４月１日から有効の新しい被保険者証・高齢受給者証については、３月中旬ごろに各戸へ郵送されています。

レセプト請求については、下記（例）を参照下さい。

（例）

受診者の住所変更		被保険者証・高齢受給者証	レセプト請求方法
住所異動のない人		今まで被保険者証・高齢受給者証を使用。	提示された被保険者証どおりに請求して下さい。
転居	近江八幡市・安土町内で転居し、転居前後どちらか一方で受診した人	転居後は「近江八幡市」の被保険者証・高齢受給者証を発行。（記号番号が変わります）	受診時点に提示された被保険者証どおりに請求して下さい。
	近江八幡市・安土町内で転居し、転居前と転居後に受診した人		同月の最終に提示された（転居後の資格）被保険者証どおりに請求して下さい。
近江八幡市・安土町から他市町へ転出した人		転出後は資格喪失。転入先で国保加入。	提示された被保険者証どおりに請求して下さい。
新規加入した人		「近江八幡市」の被保険者証・高齢受給者証を発行。	提示された被保険者証どおりに請求して下さい。
再交付した人		「近江八幡市」の被保険者証に切り替わります。（安土町の人は記号番号が変わります）	提示された被保険者証どおりに請求して下さい。

2. 福祉医療費受給券・精神科通院医療費受給券について

近江八幡市発行の受給券ついては、合併に伴う一斉更新は行われていませんので、旧近江八幡市の受給券がそのまま使用されています。

合併前の安土町の受給券については、平成２２年７月３１日まで（乳幼児制度については平成２２年３月３１日まで）有効の受給券が交付されていますが、合併後に平成２２年４月１日から有効の新しい近江八幡市の受給券が発行され、公費番号及び受給者番号等が変更となっていますので、必ず受給券の記載内容をご確認ください。

近江八幡市・安土町の各種証の切り替え時期について

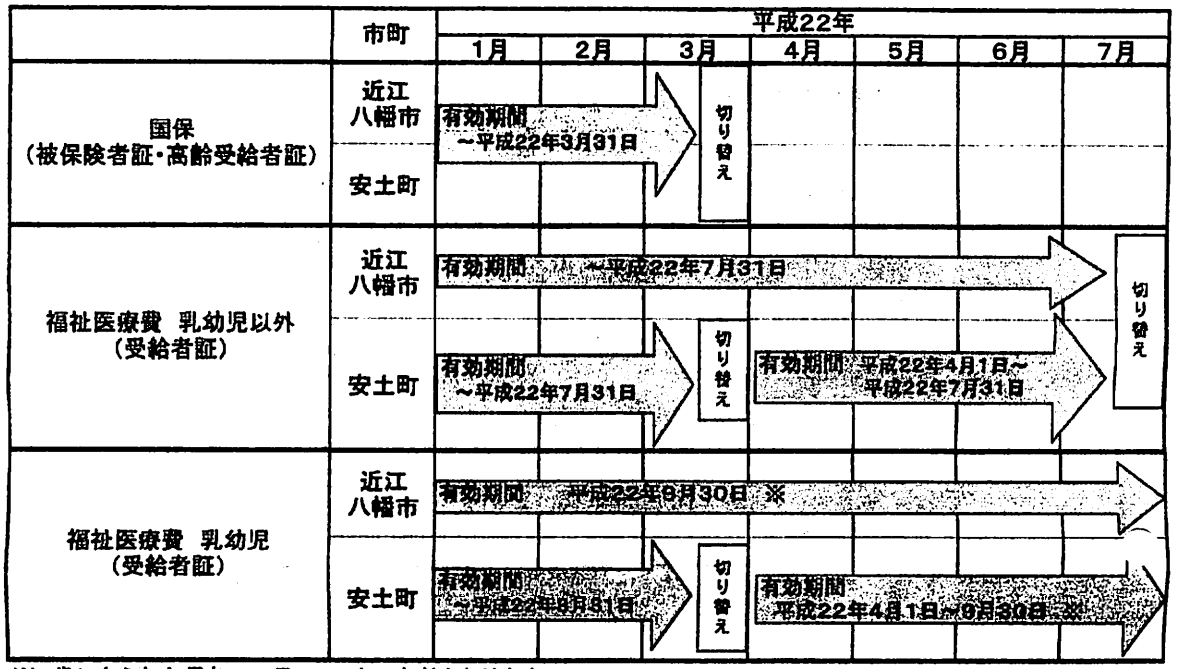

※6歳になられた最初の3月31日まで有効となります。

要様式第2号－5

平成　年　月分 診療報酬総括票 県外(兼)連名簿用

保険医療機関等コード		受付印
点数表区分	1. 医科　3. 歯科　6. 訪看	
所在地 名称 開設者 氏名 電話番号		

平成　年　月　日　下記の保険者について別添診療報酬請求書の通り請求する。

保険者名	保険者番号	割合	件数
札幌市	014001		
仙台市	044008		
さいたま市	114009		
千葉市	124008		
横浜市	144006		
川崎市	145003		
相模原市	146001		
新潟市	154005		
静岡市	224006		
浜松市	225003		
名古屋市	234005		
京都市	264002		
大阪市	274001		
堺市	275008		
神戸市	284000		
岡山市	330019		
広島市	344002		
北九州市	404004		
福岡市	405001		

保険者名	保険者番号	割合	件数
全国歯科医師国保	093013		
全国左官タイル塗装業	133231		
全国板金業	133280		
愛知建設連合	233064		
京都建築	263129		
近畿税理士	273102		

後期高齢者医療	
都道府県名	件数

福祉医療費請求書	
連名簿（紙）合計枚数	枚
磁気媒体合計枚数	枚

県外国保分紙レセプト合計件数	件
県外後期高齢者医療分紙レセプト合計件数	件

＊記入上の注意

1) 本総括票は県外保険者請求分、県外後期高齢者医療分、福祉医療費請求書（連名簿等）を兼用しています。
2) 件数欄は国保分については保険者毎の割合毎に国保一般分＋退職者分＋老人保健分（平成２０年３月診療分まで）の紙レセプトの合計件数を記載してください。（総括票には公費負担医療・福祉医療の件数を再掲する必要はありません。）
また、後期高齢者医療分については都道府県別の件数を記載してください。
3) 県外国保分紙レセプト合計件数欄には、県外国保分の紙レセプトの総件数を記載してください。
また、県外後期高齢者医療分紙レセプト合計件数欄には、後期高齢者医療分の紙レセプトの総件数を記載してください。
4) 福祉医療費請求書（連名簿（紙）・磁気媒体）合計枚数欄には、請求する連名簿（紙）または磁気媒体の合計枚数を記載してください。

要様式第2号－1

平成　　年　　月分　診療報酬総括票（県内・医科用）

保険医療機関コード		レセプト記載 1. 手書き　2. 電　算 3. レセプト電算処理
所在地 名　称 開設者 氏　名 電話番号		受付印

平成　　年　　月　　日　下記の保険者について別添診療報酬請求書の通り請求する。

保険者		件数	保険者		件数	保険者		件数
医師国保	253013		（旧）安土町	250621				
全国土木建築国保	133033		日野町	250647				
中央建設国保	133264		竜王町	250654				
全国建設工事業国保	133298		愛荘町	250712				
大津市	250019		豊郷町	250738				
彦根市	250027		甲良町	250746				
長浜市	250035		多賀町	250753				
近江八幡市	250043		（旧）虎姫町	250811				
東近江市	250050		（旧）湖北町	250829				
草津市	250068		（旧）高月町	250845		県内国保分 紙レセプト合計件数		件
守山市	250076		（旧）木之本町	250852				
野洲市	250092		（旧）余呉町	250860		県内後期高齢者医療分 紙レセプト合計件数		件
湖南市	250100		（旧）西浅井町	250878				
甲賀市	250118					媒体種類・枚数		
高島市	250126					FD	MO　CD-R	枚
米原市	250134					特別療養費	国保	件
栗東市	250522						後期高齢者医療	件

＊記入上の注意

1）件数欄は月遅れ請求分も含めて保険者毎に国保分（国保一般分＋退職者分＋老人保健分（平成２０年３月診療分まで））の紙レセプトの合計枚数を記載してください。
（総括票には公費負担医療・福祉医療の件数を再掲する必要はありません。）

2）県内国保分紙レセプト合計件数欄には、保険者毎の件数を集計し、県内の紙レセプトの総件数を記載してください。
また、県内後期高齢者医療分紙レセプト合計件数欄には、県内分の後期高齢者医療の総件数を記載してください。

3）１回の請求につき１枚の総括票で請求してください。

4）媒体種類・枚数欄は、レセプトの電子媒体による請求の場合、媒体の種類にマルをし、枚数を記載してください。

5）特別療養費は、レセプトの上部余白に「特別療養費」と朱記し、上記件数欄には含めず、特別療養費欄に件数を記載してください。

6）破線より下段は記載の必要はありません。

区分	保険者確認	事務点検	審査委員会	計数整理	決定入力	増減入力	増減確認	エラー修正
担当者印								

事業区分	処理区分	点数表区分		診療科
1	2	1		
国保	県内	医科		